

Lアラートの新たな活用 (中間報告)

一般財団法人 マルチメディア振興センター
Foundation for MultiMedia Communications

2019年11月27日

目次

- | | |
|----------------------------------|------------|
| 1 取り組みの基本方針について | P.2 |
| 2 新たな活用とは？ | P.3 |
| 3 情報活用者の定義案と協力事業者との区分について | P.4 |
| 4 各利用者種別毎の権限の考え方（案）について | P.5 |
| 5 作業部会で出された意見や指摘など | P.6 |
| 6 今後の予定 | P.7 |

1 取り組みの基本方針

【背景】

Lアラートの全国的な普及と相俟って、従来のサービス利用者（情報発信者・情報伝達者）以外の事業者から、Lアラート利用に関する提案が寄せられている。Lアラートサービスの拡充と今後の維持運営を考慮すると、Lアラートに発信された災害関連情報の新たな活用方法を検討し、そのプラットフォームの拡張性を高めるべき。

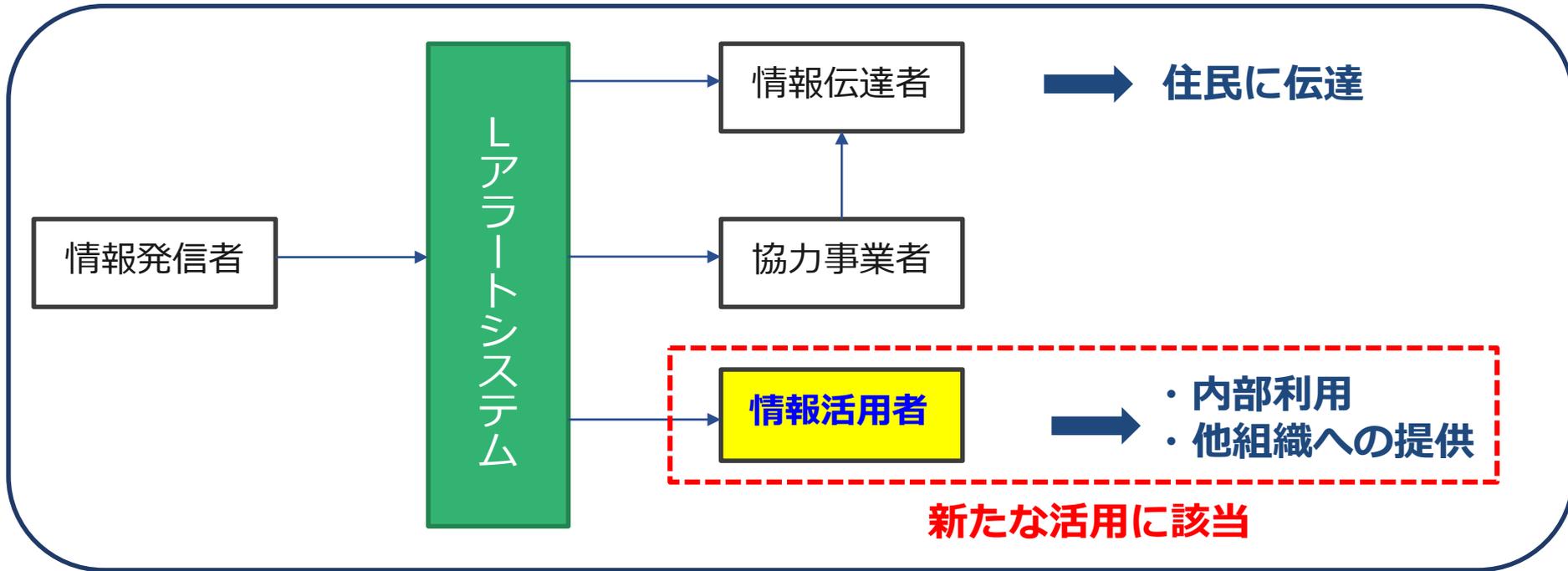
【取組概要】

- STEP1** 新たな活用に該当する新しい利用者種別（以下、[情報活用者](#)）の定義、その責務・権限・利用範囲等を検討。
- STEP2** 「Lアラートサービス利用規約」の改訂を検討。（費用負担を包含）

2 新たな活用とは？

これまでに寄せられた、新たな活用に該当する主な相談事例

- ・ Lアラートからの情報を、配達担当要員に伝達したい
- ・ 保険契約している企業に、Lアラートからの情報を配信したい



3 情報活用者の定義案と協力事業者との区分について



【情報活用者の定義案】

- Lアラートから受信した災害等公共情報を、自らの企業・団体内部での内部利用、その他組織へ加工しての提供等、限定された範囲での情報利用を目的とした行為（以下「情報活用」といいます）を行う者。

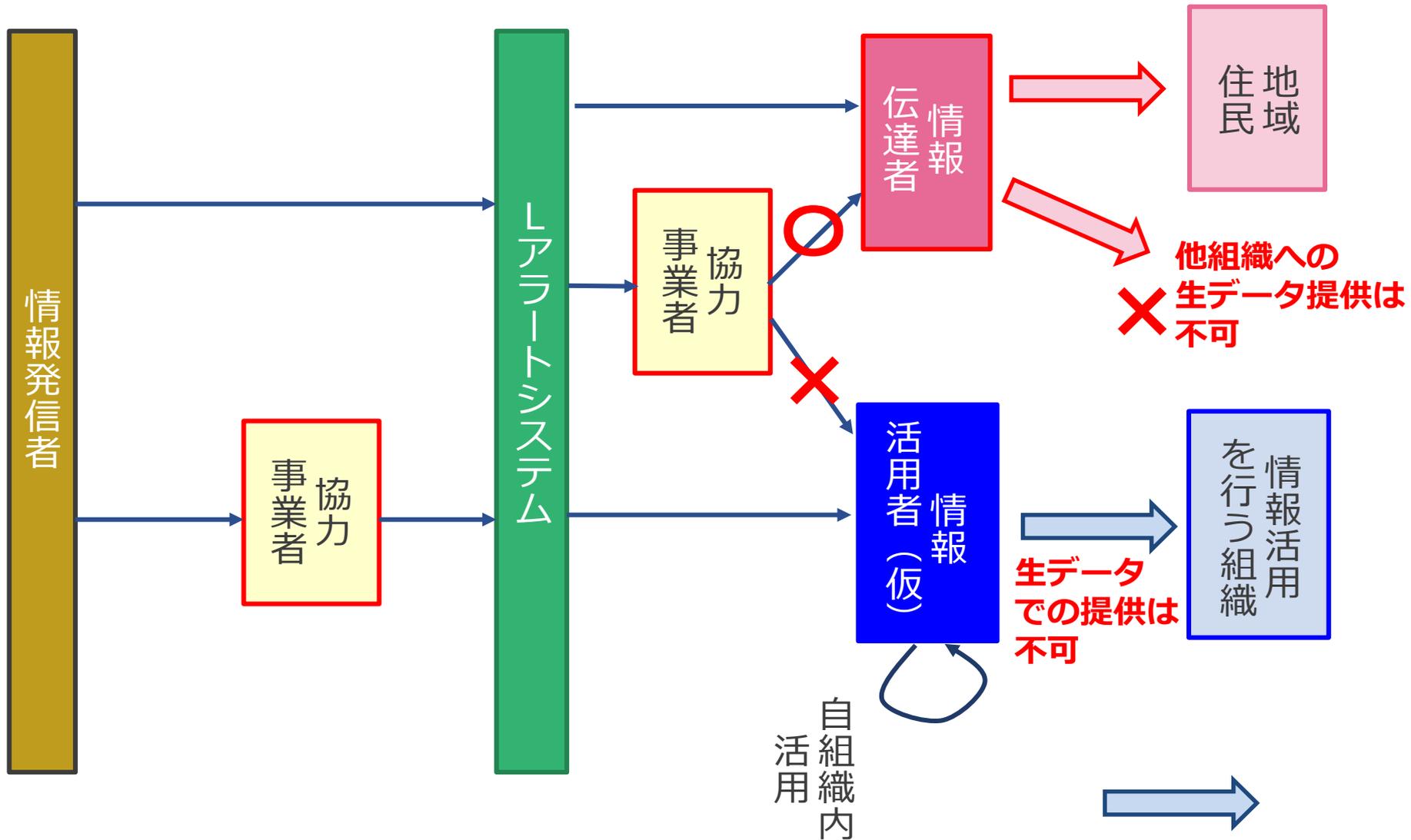
【情報活用者と協力事業者との区分の仕方案】

利用区分	提供先	生データの提供可否 (注1)
協力事業者	情報伝達者	○
情報活用者	情報伝達者以外	× (注2)

(注1) 生データとは、そのデータの形式が「公共情報コモンズXML」であるデータ。

(注2) 情報活用者が生データ提供可とすると、生データが際限なく頒布され、頒布先が情報活用者と同じ恩恵を受けられ、費用負担面の不公平さが助長される面を考慮。
情報活用者は、提供先が所望するデータ形式に加工して配信することとし、何の加工もせずに配信することは原則禁止とする考え方案。

4 各利用者種別毎の権限の考え方（案）について



5 これまでの作業部会が出された意見など

- **情報活用者が他組織へ情報提供する際、費用負担の公平性の観点から、生データを加工した上で配信しなければならないとする制限を設けることについて**
 - **生データに対して制限をかけるための法的根拠は何か？**
制限する権利を、どの根拠で主張するかの論理構成をしっかり行うべき。
 - **そもそも、制限を設けること自体が、Lアラートを通じて災害に関する情報を広く活用していただくというコンセプトと照らし合わせると少し違和感あり。**
 - **情報活用者が内部利用する点については違和感はないが、他組織への情報提供については、考え方の整理が必要ではないか。**
公平な費用負担の観点から、情報活用者の生データ配信を制限する考え方自体が、そもそも適切なのかどうかも含め、要検討。

6 今後の予定

- 実現へのハードルが比較的低いと想像される情報活用者の「内部利用」と、種々の課題がありそうな「他組織へ情報提供」とに一旦分けて検討を進める。
 - 「内部利用」の定義を詳細に詰める。
どこまでが「内部利用」で、どこからが「他組織への情報提供」になるのか、今一度、具体事例含めて整理し直す。
 - 「他組織への情報提供」に関しては、論点を整理する。
生データの加工等の制限事項については、必要性有無を改めて検討し直すとともに、仮に加工が必要と考えられる場合には、どういう法的根拠で、合理的に制限出来得るのか、専門家へのヒアリングも交えつつ、関係者間で議論していく。